

令和2年度 事業計画
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 酪農ヘルパー制度を巡る情勢

(1) 基本的な考え方

わが国の酪農ヘルパー事業はわが国酪農の将来を見据え、ゆとりある生産性の高い経営体の育成を図り、国民の基本食糧である牛乳・乳製品を安定的に供給できる強固な生産基盤を確立することを重要な課題として、平成2年に指定助成事業「酪農ヘルパー事業円滑化対策事業」として創設された。

創設から30年が経過し、平成30年度の酪農ヘルパー利用酪農家1戸当たりの年間平均利用日数が23.09日に達するなど、着実に酪農ヘルパー利用が浸透・定着している。しかしながら、総利用日数と酪農ヘルパー要員数は平成17年をピークに減少する一方、傷病時利用の補助対象者や傷病起因の利用日数は増加傾向にある。この背景として、後継者不足等により酪農家戸数が減少する中、酪農家の高齢化や農業機械事故の増加等が影響していると推察される。

平成27年3月に農林水産省は新たな「食料・農業・農村基本計画」と「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を策定・公表し、「①畜産農家の休日確保し、傷病時の経営継続等のために労働力を提供するヘルパー要員の技術向上等を図り、特にその活用が不可欠な家族経営に対する利便性の向上を図る。②新規就農者等の技術習得の場としての活用を促進する。」と位置付けられている。

この基本計画および基本方針に即した「酪農経営安定化支援ヘルパー事業」は、酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援、傷病時の利用の円滑化、酪農ヘルパー利用組合の強化、酪農ヘルパーの職業認知度向上や学生インターンシップの受入支援を含む幅広い施策となっている。

当協会は会員団体ならびに関係団体との連携の下、酪農ヘルパー事業の普及啓発、酪農ヘルパー要員確保、専門技術員養成研修および新規就農支援等の事業を積極的に推進することによって、酪農経営の担い手の養成確保や酪農生産基盤の維持強化に資することとする。

(2) 酪農ヘルパー支援事業の変遷

1) 平成21年に終期を迎えた「酪農ヘルパー利用拡大推進事業」および「酪農ヘルパー円滑化事業」(中央基金)の後継事業として、平成22年度に「酪農経営安定化支援ヘルパー事業」(公募事業)が創設された。この事業の中核をなす「傷病時利用の円滑化事業」は、平成22年度以降、独立行政法人農畜産業振興機構が窓口となって実施することとなった。

2) 平成23年度～25年度には、独立行政法人農畜産業振興機構「酪農経営安定化支援ヘルパー事業」の酪農ヘルパー要員養成事業は廃止され、利用実態調査および優良事例発表等を行う事業として継続された。

- 3) 平成 26 年度～28 年度の「酪農経営安定化支援ヘルパー事業」(公募事業)に応募し、利用実態調査(新基幹システムの普及啓発を含む)や優良事例発表会等とあわせ、酪農ヘルパー技術員養成研修事業として「初任者研修 I および初任者研修 II」を北海道(4 ヶ所)・宮城県・福島県・岡山県で実施し継続している。
- 4) 平成 29 年度～令和元年度の「酪農経営安定化支援ヘルパー事業」(公募事業)に応募し、学生等に酪農ヘルパーを就業先のひとつの選択肢としてもらう目的で、新たに「学生インターンシップ実施事業」が加わり、30 年度からは更に酪農ヘルパー認知度向上のためのホームページのリニューアルやリーフレット作成、元年度からは酪農ヘルパー採用・定着化のため、人材コンサルタントを活用した取り組みを実施している。
- 5) 平成 24 年度に日本中央競馬会畜産振興事業の公募事業として「酪農経営支援要員確保実証事業(平成 24 年度～25 年度の 2 ヶ年事業)」が採択され、酪農ヘルパー利用事例調査、酪農ヘルパー要員の養成研修、酪農ヘルパーへの就職促進および酪農ヘルパー経験者が新規就農へ移行するための情報提供等を実施した。なお、酪農ヘルパー要員の養成研修については、平成 26 年度から初任者研修は農畜産業振興機構の「酪農経営安定化支援ヘルパー事業」として再開し、中級者研修は当協会の一般事業として実施継続している。
- 6) 平成 26 年度に「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」が平成 26 年度～27 年度の 2 ヶ年事業として採択され、利用組合の経営基盤強化のため通常作業以外の取組情報の提供と提言等を実施した。
- 7) 平成 28 年度に「酪農経営支援組織経営向上推進事業」が平成 28 年度～30 年度の 3 ヶ年事業として採択され、利用組合における様々な経営課題の解決を図るため、①優良利用組合の「経営事例情報の提供」②利用組合管理者を対象とする「経営向上セミナー」を開催し、利用組合経営向上のための情報提供を実施した。
- 8) 平成 29 年度に「酪農労働力セーフティネット強化事業」が平成 29 年度～30 年度の 2 ヶ年事業として採択され、酪農家の傷病等による経済的負担の軽減策を検討するため、全国の酪農家および全国の利用組合を対象に酪農ヘルパー制度の意向調査と互助制度活用状況調査を行い、その調査結果について集計分析するとともに、利用組合に向けた報告書を作成し配付した。また、国内外利用組合や組織を訪問し傷病時利用の酪農ヘルパーの取組について現地調査を実施した。

9) 平成 30 年度に「酪農ヘルパー業務適正化・効率化事業」が平成 30 年度～令和元年度の 2 ヶ年事業として採択され、酪農ヘルパーの労働環境改善のための意識調査、牛舎内作業手順のアンケート調査、酪農家台帳等の整備に取り組んでいる利用組合の事例調査を行い、その結果を報告書にまとめ配布予定。

2 令和 2 年度に実施する事業の内容

(1) 法人会計事業(共通管理費)

公募採択事業ならびに当協会事業に対応した合理的な費用執行(他会計への繰出処理を含む)を実施する。また、公益目的財産処理(50,945千円を7年間で処理)は計画通り令和元年度で終了することから、本定時会員総会終了後、内閣府に対して最終報告を実施する。(事業予算額は30,208千円)

(2) 一般会計事業

酪農経営の安定的発展に資するため、会員団体ならびに関係団体と連携し、酪農ヘルパー事業の普及推進を図る。(事業予算額は7,854千円)

1) 酪農ヘルパー要員の確保と普及啓発活動

酪農ヘルパー利用組合のヘルパー要員の確保を支援するため、利用組合の求人募集情報を引き続き当協会ホームページに掲載するとともに、酪農ヘルパーに係る情報提供および酪農ヘルパー就業支援のため、新農業人フェア等への出展やメールマガジンを活用し、情報提供する。

2) 酪農ヘルパー全国協会会長表彰事業

当協会「表彰規程」に基づいて、酪農ヘルパー事業に貢献した団体または個人、酪農ヘルパーに関する意見体験の発表者、酪農ヘルパー事業の普及定着に功績があった個人または団体に対して、中央研究会(12月)の開催に合わせて会長表彰を実施する。

3) 会員団体等との事業連携活動

会員団体等が主催する研修会や会議などに職員や講師を派遣し、酪農ヘルパー事業に関わる情勢等を説明するとともに、酪農ヘルパー要員の確保等に関する意見交換を通じて諸課題を共有する。

4) 酪農ヘルパーの養成活動

酪農ヘルパー専門技術員養成研修のうち3年以上の経験を有する酪農ヘルパーを対象に、酪農技術の再確認、業務推進上の課題や問題点および後輩への助言等の共有を図る目的で「中級者養成研修(1週間コース)」を今年度も開催する。

また、酪農ヘルパー希望者のうち、酪農未経験者を対象とした「酪農体験実習」

を実施する。

5) 業務中の傷害時補償制度の推進

臨時ヘルパーの出役中(出役途上含む)の事故傷害に対応するため、臨時酪農ヘルパー傷害保険(普通傷害)の加入促進を図る。また、養成研修期間中や酪農体験実習期間中の「傷害・損害」に対応するため「国内旅行傷害保険」に加入し、保険料は当協会が全額負担する。

(3) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業

独立行政法人農畜産業振興機構の補助金の交付を受けて、酪農経営安定化支援に資する事業を展開する。(事業予算額は 50,602 千円)

1) 酪農ヘルパー利用実態調査の実施

酪農ヘルパー制度の充実を図ることを目的に 8 月 1 日現在の利用組合の事業体制および酪農ヘルパー利用実績調査を実施し、その結果を「酪農ヘルパー利用に関する資料(冊子)」として発刊し、様々な場面で活用することで事業の推進を図る。

2) 酪農ヘルパー制度の広報や募集情報等の提供

新農業人フェア等への出展を通して酪農ヘルパーの具体的な仕事内容や就業までの流れなど、酪農ヘルパーに関する様々な情報を提供する。また、当協会ホームページのコンテンツとして、酪農ヘルパー募集情報および学生インターンシップ実施会員等の情報を掲載する。

3) 酪農ヘルパー専門技術員養成研修(初級)の実施

酪農家の作業代行業務や新規就農に向けた準備に対応するため、酪農ヘルパー雇用後1年以内の専任酪農ヘルパーを対象として、基礎的な酪農知識・搾乳技術・疾病予防・コミュニケーション力・食品衛生など、酪農ヘルパーとして必要な基礎知識や専門技術を学ぶことを目的に「酪農ヘルパー専門技術員養成研修」を引き続き実施する。

4) 優良事例発表会の開催

酪農ヘルパー制度の普及・強化や利用拡大のため、昨年と同時期に「酪農ヘルパー事業中央研究会」を開催する。なお、研究会の基本構成については事例発表ならびに参加者との意見交換とする。

5) 酪農ヘルパー認知度向上および雇用定着化への取組

学生等が「酪農ヘルパー」を就職先の一つとして選択できるよう、学生インターンシップの実施や認知度向上のための取組および人材コンサルタントを活用し

た「酪農ヘルパーの採用・定着の向上」への取組を継続して実施する。

6) 酪農ヘルパー事業の在り方に関する意見聴取会の実施について

利用組合の現地調査や酪農ヘルパーからのアンケート結果を踏まえ、今後のヘルパー事業の在り方に関する意見聴取会を全国複数ブロックで実施し、課題を深耕する。